

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例（素案）

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市の責務及び関係機関等の役割（第4条－第9条）

第3章 基本的施策（第10条－第16条）

第4章 雜則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、明石市（以下「市」という。）における認知症になつても安心して暮らせるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにし、認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、認知症の人等が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- (5) 地域組織 協働のまちづくり推進組織、地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- (6) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関をいう。

（基本理念）

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になつても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人等の意向を尊重し、及び認知症の人等が尊厳を保持できること。
- (2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等がその人の状況に応じた必要な支援を受けることができる支援体制の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に対する正しい知識と理解を深め、それぞれの役割及び責務を認識

し、相互に連携し支え合う地域社会の実現を目指すこと。

第2章 市の責務及び関係機関等の役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 認知症の人等に関する課題、認知症の人等の要望その他認知症の人等が生活する地域の実情についての調査及び研究に基づく、地域の実情に応じた認知症の人等の支援に関する施策
- (2) 認知症に関する正しい知識及び認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の普及を図るための施策
- (3) 認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関する施策

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行う。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深め、認知症に関して備えるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市及び関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等が置かれている状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続に配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守り等による地域での支え合い、認知症予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

- 2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上に努め、認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

- 2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識又は技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。
- 3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者の認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の向上を図るものとする。
- 3 市は、認知症サポーター（認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識を持って、地域又は職域で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。）の養成を推進するものとする。
- 4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症を早期に発見し、また、認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

- 2 市は、前項の相談を行った者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。
- 3 市は、前2項の施策を推進するため、地域総合支援センターを中心として関係

機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が身近な地域で日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制並びに施設の整備を図るものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するため、関係機関等と連携した地域における見守り体制を整備するものとする。

4 市は、認知症の人が安心して自立した生活を営むことができるよう、認知症の人等の就労、その継続等のために必要な施策を講ずるほか、必要な社会保障制度が確実に提供されるよう支援するものとする。

(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になつても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施するものとする。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成を行うものとする。

(関係機関等との情報共有及び連携強化)

第15条 市は、認知症に関する施策の推進に関し、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための機会を設けるものとする。

(非常時等の対応)

第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雜則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。